

【共済見舞金等金額表】

等 級	災害の程度	金 額
1 等級	死亡した場合	1, 000, 000 円
2 等級	自動車損害賠償法施行令別表第 1 に掲げる介護を要する後遺障害及び別表第 2 の第 1 級から第 3 級に掲げる後遺障害の場合	500, 000 円
3 等級	9 0 日以上の治療を要した場合	70, 000 円
4 等級	6 0 日以上 9 0 日未満の治療を要した場合	50, 000 円
5 等級	3 0 日以上 6 0 日未満の治療を要した場合	40, 000 円
6 等級	3 0 日未満の治療を要した場合	30, 000 円

【自動車損害賠償保障法施行令（抜粋）】

別表第 1

等 級	介護を要する後遺障害
第 1 級	1. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 2. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第 2 級	1. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

別表第 2

等 級	後遺障害
第 1 級	1. 両目が失明したもの 2. 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 4. 両上肢の用を全廃したもの 5. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 6. 両下肢の用を全廃したもの
第 2 級	1. 一眼が失明し、他眼の視力が 0. 02 以下になったもの 2. 両眼の視力が 0. 02 以下になったもの 3. 両上肢を手関節以上で失ったもの 4. 両下肢を足関節以上で失ったもの
第 3 級	1. 一眼が失明し、他眼の視力が 0. 06 以下になったもの 2. 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5. 両手の手指の全部を失ったもの